

民主主義と人権の危機を招く明日の日本

～特定秘密保護法強行採決で成立～

海蔵地区人権・同和教育推進協議会 会長 川 森 一 成

政府の暴走によって第二次世界大戦に突入し我が国ばかりでなく近隣諸国にも多大の損害を与えた反省から、民主主義、人権の尊重、恒久平和の三本の精神を柱とする日本国憲法を1946年に確定しました。

憲法前文には、「政府によって再び戦争の惨禍が起こることのないように決意し」とし、「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」という人類普遍の原理に基いた憲法を確定しました。選挙の結果当選した議員の多数決によって決めたことだから、文句はないだろうと言う論理でしょうが、民主主義は、個々の議員が信託した国民の意をもとに党派に縛られることなく少数意見も尊重して議論を尽くし、出尽くしたところで採決し、多数決によって結論を出すのが原則です。ところが「特定秘密保護法」の両院における法案議決に至るまでの経緯を見ると、憲法で保障する人権の制約という重要な内容を含むことが明らかな法律であるにもかかわらず、会期内成立に固執し拙速に審議の幕を下ろし、民意を十分におしはからないうで採決を強行しました。明らかに民主主義のルールに反する許されない行為であり、将来に禍根を残す暴挙といえます。

海外からもこの法律については、批判が出されており、国連の人権保護機関のトップであるピレイ人権高等弁務官は、「政府が都合な情報を秘密として認定できる。何が秘密かも明確になっていない。表現の自由や、情報入手の権利への適切な保護措置が必要だ」とコメントしている。その意



11月26日衆議院本会議で賛成多数で可決。拍手するひな壇の閣僚。(27日毎日新聞朝刊)

とするところは、諸外国にも秘密保護法制は存在するが、情報公開や厳密な秘密指定のチェックと両輪をなすのが通例である。バランスを欠いた法案の構成が、基本的人権の観点からも看過できないということだ。

問題なのは、この法律には「曖昧さ」を持った条文が多く、恣意的な運用がまかりとおる恐れが多分にあることです。

「治安維持法」によって無辜の人達が拘束されたり処罰された事例にことかかなかつた過去の歴史が再現される恐れが危惧されることです。※無辜=罪のないこと。

この法律が施行されたあかつきには、憲法改正が打ち出されるのではないのでしょうか。そうなれば、民主主義を支える「知る権利」(情報公開)と「自由にものが言える権利」(言論の自由)が「お国のために」の旗のもと一層制約され、国民は、権力者の意のままに操られるいつか来た道を再び歩んで行くことになるのではないのでしょうか。

憲法の基本原理から考える

～日本国憲法の成立とその歴史②～

はじめに

日本国憲法は、必ずしも完璧なものではありませんが、世界でも類をみない基本原理をしっかりと踏まえ、かつ先進性に溢れるすばらしい憲法だと評価できると思います。

いうまでもなく憲法は、わたくしたち国民自身を幸せにするための道具ですが、折角すばらしい道具をもっていても、うまく使いこなせることができなければ、宝の持ち腐れになってしまいます。

そこで道具をうまく使いこなすためには、利用者である私たちが、憲法とは何かをしっかりと学んで理解することが必須で、それがあつてこそすばらしい憲法を活かすことにつながると思います。

憲法の基本原理

日本国憲法を基本原理から考えるうえで、まずは「憲法とは何か」について考えてみることにします。

1. 憲法 の 概 念

憲法は、概念により二つに分類されます。

一つは、憲法の形式に着目した「形式的意味の憲法」で、成文化された法典を指します。日本国憲法は、「憲法」というタイトルの法典ですから、形式的意味の憲法にあたります。

二つ目は、憲法の内容に着目した概念に「実質的意味の憲法」があります。これは、国家統治の基本を定めた内容であることを意味し、憲法と言う名前がついているか、成文化されているかを問いません。

(例：英国の国家基礎法マグナ・カルタ)

日本国憲法は、形式的意味と実質的意味を備えている憲法にあたります。

2. 立憲的意味の憲法

実質的意味の憲法は、国家である限り必ず何らかの形式で存在します。わが国でも日本国家の成立以来、実質的意味の憲法を持っていたのですが、当初は統治者を拘束するものではなく、統治者の意思を表現するものでしかありませんでした。近代に入り、個人の尊厳を重視する市民社会が成立すると、専制主義の国家体制が批判されるようになり、「国家権力を制限することにより個人の自由を守ること」を目的とする国家権力の制約を置くようになりました。

(例：99条) このように「国家権力が憲法の制約を受け、国政が憲法に従って行われる」ことを「立憲主義」といいます。

この「立憲主義」を基礎とする内容をもつ憲法を「立憲的意味の憲法」、「近代的意味の憲法」と言います。

日本の近代は明治維新で幕を開けましたが、作られた明治憲法(大日本帝国憲法)は、一応は君主の権力を縛る立憲主義の形を取っていますが、もとより個人の人権や自然権思想の裏付けのない外見だけの憲法でした。すなわち、立憲的意味の憲法の三つの原則を備えた近代的な憲法ではなかったのです。

三つの原則とは、以下のとおりです。

- ① 国民の政治参加
- ② 権力分立
- ③ 基本権の保障

以下、この原則について説明します。

① 国民の政治参加

国民が単に国家の要素としての地位に留まることなく、政治の方向を決定する力が国民にあること、すなわち近代憲法の基本原理である「国民主権」に基いた「国の政治に参加する体制」をとることです。

その方法には、直接参加と、国民が選挙によって代表者を選び、その代表が国民の意思(民意)を反映した政治を行うという間接民主制があります。

② 権力分立

日本国憲法では、国会・内閣・裁判所という三つの機関が、それぞれ国家作用を担う構成になっています。

権力が一機関に集中することは、専制政治を招く要因となりやすいことから、国家作用に必要な機能を複数の機関に分散させ、相互に抑制することによって、権力の濫用を防止する仕組みを「権力分立」といいます。

③ 基本権の保障

個人の基本的な権利を保障するために国家権力に制限を加え、権力の介入を阻止するもので、三つの原則の中で最も重要な原則です。基本権とは、人が生まれながらもっている人として自由に生きる権利であり、「基本的人権」あるいは単に「人権」(Human Rights)とも呼ばれます。国民の政治参加も権力分立も、この基本権の保障のために必要な手段です。

日本国憲法の成立

わが国は1945年8月14日に、ポツダム宣言を受諾しました。宣言の条項は、民主主義の復活、基本的人権の尊重、平和的な政府の樹立などが要求され、明治憲法の反民主的要素を否定するものでした。

そこで政府は、新憲法を作成するために、1945年10月に松本丞治内務大臣を長とす

る憲法問題調査委員会を発足させました。松本委員長は、天皇に統治権が集中する明治憲法の根本は変えない方針で草案作成作業を進め、憲法改正要綱を作成しました。2月1日付毎日新聞が「憲法問題調査委員会私案」のスクープ記事を掲載し、GHQ(連合軍司令部)の知るところとなり、これでは日本政府には任せられないということになって、独自の草案を作成することになりました。GHQの総司令官マッカーサーは、草案に以下の3点の原則をいれるように幕僚に命じました。

- ① 天皇制は残すが、その職務および権能は、憲法に基いて行使されること
- ② 戦争は一切放棄すること
- ③ 封建制度を廃止すること

GHQ民生局の25名は、世界の憲法を参考にすればかりでなく、植木枝盛(明治時代の自由民権運動家)の研究者だった憲法学者の鈴木安蔵などが結成した憲法研究会の憲法草案要綱を手本にして僅か2週間で草案(マッカーサー憲法草案)を作り上げました。2月13日にホイットニーは、「憲法改正要綱」の受取りを正式に拒否するとともに、GHQ草案を吉田外相、松本らに手交しました。2月18日に松本は、「憲法改正案説明補充」をGHQに提出しましたが、GHQは拒絶し、GHQ草案受入につき48時間以内に回答するように迫りました。2月21日幣原首相は、マッカーサーと会見し、GHQ草案について意向を確認、翌22日閣議は、草案の受け入れを決め、日本案の作成にとりかかり3月2日に完成し、4日にGHQに提出後、修正交渉を行い5日に確定草案を閣議承認、6日に政府は、「憲法改正草案要綱」を発表、10日に衆議院議員選挙の公示へと進展しました。(つづく)

お知らせ

第28回人権啓発研究集会

部落解放研究第19回三重県集會

2014年2月6日(木)、7日(金)

会場 四日市市文化会館(県内参加者対象)

及び三重県総合文化センター(県外参加者対象)

参加費 5,500円

第1日 全体会 A13:30~17:00(県内)

●会場 四日市市文化会館第1ホール

・オープニングイベント 13:30~13:30

ミニコンサート 県立上野高校吹奏楽部

・開会行事 13:30~

・講演 14:15~15:45

フォトジャーナリストが見たアジア・太平洋の環境と日本 伊藤孝司(フォトジャーナリスト)

・講演 16:05~16:55

三重における部落解放運動のあゆみ

館 龍二(部落解放同盟三重県連合会)

第2日 分科会 9:30~15:30(自由)

第1分科会 部落問題入門 同第1ホール

午前 報告 伊賀市同和問題解決に向けた

生活実態調査 田中 克典

講演 伊賀市同和問題解決に向けた

生活実態調査から見えるもの

松村 元樹

午後 講演 インターネットと部落問題

中野 博章

報告 インターネットモニタリング事業の取組

講演 伊賀地区における部落差別をはじめとする

あらゆる差別撤廃に関する連絡協議会

第2分科会 人権問題入門 同第2ホール

午前 講演 障害者は避難所に避難できない

~災害と人権~ 水谷 真

講演 ともに生きるために 松田慎二

午後 講演 DV加害者の実体から

~DVとデートDVの防止に向けて~

岩瀬祥代

報告 デートDVに関するアンケート

調査報告 滝石麻衣子

第3分科会 人権行政・同和行政 同第3ホール

午前 講演 人権行政とは何か? 友永健三

午後 報告1 三重県内29市町へのアンケ

ート調査から 原田朋記

報告2 伊賀市の人権施策の推進に

ついて 田中稔美

報告3 三重県の人権施策の取り組み

岡村益幸

立憲主義が近代憲法の要(かなめ)

~お任せ民主主義では、憲法が飾り物に~

憲法の役目は、いうまでもなく「権力を縛る鎖」です。これを立憲主義と呼ばれます。

民主主義国家において、多数の国民が選んだ国家権力であっても、その力を濫用する恐れがあるので、鎖で縛ってあるのです。

人間とはある政治勢力の熱狂に浮かれた結果、幸せを奪われることになりかねないので、安全弁を設けているのです。日本国憲法第99条は、そのことは明記して国家権力が暴走をしないように歯止めをかけているのです。

憲法99条

天皇又ハ摂政及び内閣大臣、国会議員、裁判官ソノ他ノ公務員ハ、コノ憲法ヲ尊重シ保護スル義務を負フ。

この条文からも分かるように、この条文には「国民」という文字はありません。それは、憲法の前文で「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」と明記していることから明らかです。

憲法に縛られることなく思うがままに、この国を統治したいと考える権力者は、この条文が大いに気になるので無視したり、条文削除をしようと企てるのです。仮に、これを許すと、国民に愛国心を押し付けたり、責務を課したりする道につながります。そこで、憲法は、簡単に改正できないように第96条で厳格な歯止めをかけています。簡単に改正できない憲法を「硬性憲法」といいます。法律改正と同じ手続で改正できる憲法を、「軟性憲法」といいますが、憲法に反する法律も簡単に作られてしまい、すべての法規範の中で最高の効力を持つという「憲法の最高法規性」が失われてしまいます。権力者が作ろうとする法律が、合憲か違憲かの判断基準を権力者によってないがしろにされることを防ぐために硬性憲法にしているのです。しかし、ナチスのヒトラー総統は、当時、先進的な憲法といわれたワイマール憲法の下で選挙で合法的に第1党になり、憲法には全く手をつけず、熱狂的な多数の国民の支持を得て先ず「全権委任法」(授權法)を作り、その法律によって合法的な手段で法律をどんどん作り憲法を骨抜きにして、あのような悪政を行いました。選挙で第1党になる、これは民主的な手法です。多数決で法律をつくる。これも民主的です。権力が憲法の制約から自由になる法律をつくったら・・・の歴史上の事例なのです。折角、立憲主義の立派な憲法をもってののですから、憲法に関心をもって学び、選挙でしっかりと代表者を見極めて選ぶことのできる国民にならうではありませんか。